



将来の農業と食料供給を考える国際委員会

食料の将来に 関する 声明文

**食料の将来に関する声明文
将来の農業並びに食料供給を考える
国際委員会編纂**

2006

この声明文は、2002年末から2003年前半期に、イタリア国トスカーナ州において開催された将来の食料供給を考える国際委員会会議の参加者によって、共同研究がなされ、その結果として発表されたものです。トスカーナ州評議委員会は、この研究に積極的に参加し、支援致しました。声明文は、研究のまとめというばかりでなく、世界中の100を超える組織から提出されたアイデアの要約であり、食品製造過程におけるグローバルゼーション化、工業化という現在の傾向を方向転換させようと積極的に活動する1000を超える人々が訴える理想の集約といえましょう。この声明文が、世界各国の政府が持つ現在の方向性の抱える危険性に対する批判を含んでいることは諫めません。しかし、それよりもっと大切なことは、この声明文が、農業や

食物生産を社会的にも生態学的にも支持可能な状態へもって行くことを具体化する将来性を示すアイデア、プログラム、その改善プロジェクトの表明であり、多国籍企業の利益が優先されるあまり、食品のクオリティーや安全性、公衆の健康と言うものが蔑ろになっていることを明確に訴えているということです。この声明文の発表が、農業支援、食品の優位性、農製品の多様化、農業の多面性の評価運動の一体化、強化につながり、問題解決を促進してくれることを祈らずにはおられません。それによって、世界中の貧困と飢えを減少させていく助けとなることでしょう。この声明文の内容を世界中の人々が国々が、それぞれの形に応じて、この内容を解釈、実践し、もって、この趣旨を普及させて行ってくれる事を、ここに強く要求いたしましょう。

**食料の将来に関する声明文
目次**

序文	2
第1章 提起.工業化農業の破綻	7
第2章 社会的、生態学的に支持可能な農業 食品生産システムへの移行に関する原理	11
第3章 工業化農業がすでに使用している代用法	19
第4章 食品の将来を考える委員会の掲げる目標を達成するための 商業協定	27
総括 より平等で支持可能な世界を築くための産業協定実現への 改善案	31
付録 農業と食品の将来を考える国際委員会研究への主要参加 者	33

第1章 提起 工業化農業の破綻

農業界、食品供給界のグローバル化、工業化という問題は、自然界や人間界の将来に危険な影を落とし始めている。

土着民が開発した効果的な農業システムは、生態界の全秩序を守りながら、何千年にもわたってほぼ世界中の食料供給を賄ってきた。そして、その農業システムはこの地球上のいたるところで今なお守り続けられているのである。しかし、今日これらの農業は、他国籍企業にコントロールされ、輸出が目的のテクノロジーシステムや単作農業へ急速に移行しつつある。このような遠隔操作されたシステムは、公衆の健康ばかりでなく、食品のクオリティーや栄養学上もマイナスに作用している。その上、現存する伝統(農業や手工芸)や土着の文化風習にまでその影を落としている。農業従事者の負債は増加の一途をたどり、これまで代々民族、コミュニティー、家族を養い続けてきた大地からの離反を促しているのである。

このような変化は、農業従事者の中に、貧しさを深め、浮浪者化、絶望、自殺を増加させることにつながっている。同時に、地球上で人類が生活基盤となしてきたものを墮落させ、人々を自然界から、歴史的、文化的由来から疎外させ、日々の糧、生活手段の源であるところの農業からの離反を促すことになっているのである。

終には、社会の経済的文化的基盤を破壊することにまでなってしまう、平和や安全性までもが危険にさらされ、暴力や社会の崩壊へ導く環境を生み出すことになるう。

...

あらゆる「小規模農業ゆえの非効率生産」の問題解決のために、おそらく世界の飢饉を減少させるという大義名分の上に、多国籍企業が「特効薬」として売りつけたテクノロジーの介入は、まったくの逆効果に終わってしまった。

緑の革命から、バイオテクノロジー革命まで、現在の食物への放射線照射奨励にいたるまで、工業テクノロジーの介入によって、今日までの土着の伝統的自然重視の

生産システムは、生態系自身の弱点をよりさらけ出すことになってしまった。

大気、水、土壌汚染を生み出したばかりか、遺伝子組み換え食物(GM食品)の氾濫によってまったく新しいタイプの汚染が広まろうとしている。多国籍企業が支持し斡旋するこのような技術や単作農業は石油使用重視を招き、地球汚染成分であるガスや他の成分の放出につながり、強いては地球環境の急速な悪化をもたらすことになるのである。地球天候の変化という最近の現象を見るだけでも、食料生産農業の自然基盤を根本から揺るがす危険を含んでおり、近未来に、大惨事を引き起こす要因を育てているのである。

それに加えて、社会事業やエコロジー活動にかかるの費用、膨大な公益基金の援助を数えるとき、工業農業が生産効率を増加させたとは言いがたい。世界の飢えを減少させえたか？いや、その逆につながったのではないか。

少数の巨大多国籍企業を育てただけではないか。その少数の企業によって、グローバルに生産がコントロールされ、地元の生産者たちの戦略的食料生産によって、国やコミュニティ自身の自給自足性が犯され、食品の品質、生産余裕が損害をこうむるのである。

前世紀後半の悪傾向は、WTO世界貿易機関商業連合、世界銀行、国際基金、コーデックス委員会（国際食品規格Codex Alimentarius）などの公共団体によって作成された貿易融資規定によって加速されたといっても過言ではない。

これらの機関は、多国籍企業の利益を優先させる傾向を律法化し、農業従事者や消費者の権利を無視し、国際貿易の規定によって、政府同士の国際貿易への介入の権利を減少させ、それぞれのコミュニティに対しての利益のみを重視するようになってしまった。

WTO（国際貿易機関）定めた知的財産の権利に関する国際規定によって、農業に関わりを持つ多国籍企業に、世界レベルで第1次産業の資産である種、食料、農地に至るまでを独占させることに成功したのである。

特許権の制度のグローバル化は、多国籍企業の望んでいたものであり、農業従事者が代々育ててきた特別な権利までが侵食されようとしているのである。例を挙げてみよう。何千年もの間、守り続けられてきた、それぞれ独自の種や土着の品種の保存が危険に冒され始めているのである。

WTOの定めた他の基準では、国の援助という形なされる、ダンピング価格の先進国からの農製品輸出によって、経済的困難にあえぐ発展途上国の小規模農業従事者を更なる難関に追いやっているのである。

輸出推進政策に支持された農作物の国際貿易における爆発的な広まりは、輸送に必要な石油の消費を増加させ、それにより地球環境の変化により拍車をかけているのである。その上、インフラ整備の拡張により、自然環境までが深刻な痛手を被るようになってきているのである。

...

土着の小規模農作物の生産システムの総体的な変換、即ち、輸出に向けた大規模生産への専攻は、何世紀にも渡って培われ来て地元圏における生産消費という流通システムと関連し、共生、共存してきた伝統、文化、娯楽というようなさまざまな生活形の衰退をもたらした。別の言葉で言えば、直接の農作物生産を通じて得られるさまざまな体験、即ち、長い間伝えられてきた地元の土地で生産される作物を分かち合うという喜びまでもが減少しているということだ。

上記の諸問題にも関わらず、明るい将来の見通しを期待できるような行動が各地で展開されている。有機農法を推進や、小規模農家の保護、文化的な相違を重視し、安全で体によい食物の生産、流通の地域化というような動きが世界中で花開きつつあるのだ。よりベターな農業は不可能なことではなくなった。いや、すでに実現に向かっていているといっても過言ではない。

このような理由から、私どもの確固たる信念として、農作物生産の工業化、グローバル化反対を声高に宣言する。そして、土着の文化、原理と調和しうる小規模で、それぞれの特性を尊重する農業システムへの変換を援助していこうというわれわれの義務をここに記するものである。

第2章

社会的、生態学的に支持可能な農業、 食品生産システムへの移行に関する原理

Ⅱ 達成目標

上記に述べられてきた、社会的、経済的、エコロジー尊重上の諸問題を根本的に解決するためには、代々農村で行われてきた土着の小規模農業、即ちエコロジー農法への移行。多国籍企業から支配されない、地元重視、民主的かつ協力に基づいた有機農法、自然農法へ移行する以外に法はない。

これらの農業コミュニティは、今日まで、相違尊重の原理や、相互協力原理、リサイクル原理に基づき、農作業を行ってきた。いかなるレベルの政府といえども、基準や方針によって、このような解決策に走る人々を勇気付け、社会の他の部門においても同様の変化が起こるようその援助を強化すべきである。

Ⅲ 食料は人類の権利である

地球上に住する人類一人一人は、自らや自らが属すコミュニティを生かすに必要な食物の摂取そしてその食物を生産するという基本的権利を有している。あらゆる規定や政策もこの基本権利に歩調をあわせるべきであり、今日の国際国内を問わず、あらゆる行政機関はこの権利を遵守する義務がある。国際貿易の利益の名目や他のいかなる目的であってもこれを無視することはできない。天変地異やその他の理由でこれらの義務を果たすことのできない地方行政機関に対して、他の国々は必要とされる援助を与えていかなければならない。

Ⅳ 能率的で高生産性の地方分散型農業

グローバル化の進む科学技術化や工業化された農業、又は、農作物生産企業による単一化された農業が、土着のアイデンティティーに基づく特色ある伝統農業と比較する時、より効率的であるという声には耳を傾けないようにしようではないか。

工業化農業が世界の飢餓を減少させるなんてことにも耳をふさいで欲しい。膨大な数の体験談や研究レポートが全く正反対のことを訴えている。工業化された単作生産は、農業従事者の土地離れを引き起こしている。環境上にも地元行政にも恐るべき経済負担をかけるようになるばかりでなく、寄生虫への抵抗力の弱さや諸々の問題を表示するようになるのである。

大部分の報告が地域自然生態の特色を尊重する小規模農家の生産率は、ほぼ工業

化農業のそれと変わらないことを示している。

どのようなレベルの政策でも、小規模農家や農業エコロジーの原測の優遇対策をとるべきであり、そこから、食物の安全性を高め、もって地元経済を活動的かつ確固たらしめなければならない。

■ 地方における人と非多国籍企業化

小規模農地所有者の消滅とそれによる大地主出現、即ち多国籍企業による耕地の支配は、貧困と飢餓の主原因といえよう。われわれは、このような農業従事者の農地離れを防ぎ、彼らの農業存続を保護していく手立てを始めなければならない。

代々受け継がれてきた農地を手放し、自給自作の可能性を失ってしまった人々や離農したコミュニティに対して、農業政策を通じて彼らの帰農を促すだけでなく、彼らの生活環境をコントロールしていけるよう地元コミュニティを強化させていかなければならない。

■ 食物の優位性

地元地方強いては国単位で、食物の優位性という基本権利支持していこうではありませんか。あらゆるレベルの自治体は、豊富で安全で、万人が入手可能な食物の生産を保護していく上で必要な条件を整え支持していく権利と義務を有する。そうすることで、生産者の生活手段を維持し、尊重することができる上、その生産がなされる土地や水そして生態系の遵守がなされていくのである。いかなる国際機関も多国籍企業であっても、この優位性を損なう権利はない。どのような理由があろうとも、一国が自らの意向に反して、国際機関から輸入を強制させられるようなことがあってはならないのである。

■ 予防措置の整備

すべての人類は、安全で自然な食物を摂取する権利がある。いかなる人も、それが安全性や栄養評価上、人々の健康上でも支持可能であることが解り、地元の秩序に合致していることが明確になるまで、新しいテクノロジーによる食物生産を許可してはならないのである。予防措置の原則はいかなる分野においても有効である。

■ 食品の安全性を減少させるテクノロジー技術

遺伝子工学や合成殺虫剤、合成肥料、食品への放射線照射とようなテクノロジー技術は、食品や環境の安全性の上では受け入れがたいものである。このようなテクノロジー技術は、公衆の健康に重大な危険をもたらすばかりでなく、環境への悪影響は復元不可能といわれている。農業従事者が元有する自らの農地を汚染物

質から守るという権利を侵すものだといえよう。この例からの解るように、上記のテクノロジー技術の導入は、自活農業とは相反するものである。いかなる国際機関も規定という名の下に権利をかざし、このようなテクノロジー技術で変質された農作物食品や独自の判断で公衆の健康や環境、独自の農業、あるいは伝統文化の保護のために危険であると判断された物の輸入を強制することはできないのである。

■ 特徴ある農業とエコシステム保護の義務

それぞれの環境のもつ特徴を全面的に尊重した上で、食品製造工程や農業プロセスは、自然界の保護に従属すべきである。これらの保護は、いかなる政府も自治体も優先させるべき課題であろう。例えそれが、農地の保有権の変更や農企業の規模の変更につながるようなことになっても、すべての規定は、この目的に従する物でなくてはならない。いかなる商業的理由も他の価値観もこの原則を無視するものであってはならないのである。「食農作物の距離(農地から食卓まで)縮小」の原則は、地元における農作物の増産とその消費の増加をもたらし、テクノロジー技術を駆使した工業的介入の減少につながる。強いては、好環境の促進や自然界のプロセスの善循環を誘導しうるのである。

■ 土着文化アイデンティティの権利

農業と伝統的食料生産は土着の文化的アイデンティティに特色付けられる。事実、特色ある農業は、特色ある文化の相違に基づいている。すべての人類は独自に培ってきた個々の文化を発展させ、育んでいく権利を有するのである。いかなる国際機関や自治体もこの固有の権利を侵すことはできないのである。

■ 人間による動物の扱いについて

工業化された「食品工場」や獣肉の加工システムは非人間的、悲惨な生態系の破壊と公衆の健康への大損害の大元であると知られている。輸出目的の大規模生産はこのような問題を悪化させるだけであり、獣肉動物の病気を抑えるためにイオン光線の照射や抗生物質の使用などが行われている。このような処置は速やかに禁止されるべきであり、このような処理方法を援助しているすべての国際機関各自治体に対しては、積極的に抗戦していくべきである。

■ 土着の知識という遺産を支配し享受する権利

地元生きる先住民やそのコミュニティ、またそれらのコミュニティを抱える国家は、外部からの影響を受けることなく、それぞれの特色ある自然と代々受け継がれてきた食物やその食物生産上必要な知識を保持し、そして、それらの知識がもたらす独自の恩恵を享受していくていく責任と義務がある。

この知識は自活農業が生き延びていく鍵となるのである。すべての人民は、地元自身を自らのモデルのすることで、それぞれの発展と研究という目標を達成していく権利を持つのである。

いかなる総括的貿易規準も知的財産保有の権利も、その規定が自ら決定されたものでない限り、土着のコミュニティに対し、これらお仕着せの規定への順応を強制することはできない。いかなる総括的貿易規準も、いかなる多国籍企業も農業従事者やそのコミュニティの権利である、土着の種を保持すること、革新や集団学習の名の下に、商業目的の名の下に「バイオ海賊」即ち地元の特色ある知識の窃盗という行為を推進してはならない。

農業従事者の種を守り、改善し、交換するという権利は犯し難い権利でなければならない。

■ 農業従事者と環境の基本関係

伝統的かつ土着の小規模農業従事者を、長い目で見たところの、人類と大地そしてその維持保全していく上で最高の関係を築くことができる叡智の源であると、理解し支持し祝おうではないか。

地球、大地、気候、その他の条件と相互作用をもつ彼らの体験や、地元と密着した関係は、守り続けられ、指示され、もし必要であるならその関係修復がなされなければならない。

このような役割は、他国籍企業による作地から遠く離れた抽象的所有により、地元の環境を無視し画一的な経営方針を押し付けるといった強大機構によって危険に晒されようとしている。このような条件から開放させなければならないのである。

■ 知る権利、選ぶ権利

個人個人、地元自治体、個々の国家は、原産地、その製造過程などの消費される食物の主要インフォメーションを公表する基本的権利を有する。それによって、人々が自らの健康についても、環境の保全の上でも、どのような危険を迎え入れようとしているのかを知った上で選択をするという優先権利を承認することになるのである。この権利を特に食品の上で施行することで、遺伝子組み換えが行われたか否か、殺虫剤や化学薬品が施されたどうか、放射線照射がなされたかどうかなどの条件が明確になるであろう。

いかなる政府も国際機関もインフォメーションの隠蔽や義務であるチケット表示の拒否、危険性の含有や、栄養学上不良であることを公表することを否定してはならない。これらの権利の拒絶は、違法行為として罰せられるべきである。

■ 平等で自活を促す自由貿易(商業)

それぞれのコミュニティが自分たちの基準にあった形で、自由な相互理解の上で、利益とサービスを交換していくというような商業形態、即ち、上からの強制ではなく、正しく万人から支持可能で、消費者の立場からも生産者の立場からも互いに有利な、今日の新しい商業形態の動きを援助して行こうではないか。

いかなる国際機関にも、地元の利益を踏みにじるような商業交流や国際投資の受け入れを強制する権利はない。いかなる貿易や商業交流も、相互の利益取得の基本に基づいて、検討されるものでなくてはならない。

■ 特許権並びに生物に対する独占権の禁止

商業特許並びに生命体に対する独占権について反対しようではないか。このようなことを承認する国法や国際法は、人権やあらゆる生命体の「衛生」の権利を無視することになるのだ。それは、特色ある自然環境や土着民が受け継いできた正統な伝統の破壊であり、世界の農業従事者の破滅につながるのである。これは、人類ばかりでなく、あらゆる動植物界においても同様なことが言えるであろう。

■ WTOやコーデクス委員会（国際食品規格等の多国籍企業へのえこひいき

工業化農業や輸出目的の大規模単作などに対する、WTOやコーデクス委員会（国際食品規格）のような国際機関の典型的な不公平さは、社会の崩壊を招き、環境破壊や世界のさまざまなコミュニティの損失を無視し、グローバル化した他国製企業の手が権力が集中されるというような非民主主義的な行為がまかり通るようにしてしまうのである。これらの規定は、地元圏において生産を支配し、そしてそれを流通させるという賛助可能なシステムを支援していく形へ即刻変更されるべきである。このような変更が認められないならば、これらの国際機関は賛助活動活動の障害そして追放されるべきなのである。

国連のような国際機関は、「反トラスト」や反少数独占組合化対策、多国籍企業の支配力並びに、その悪効果の減少を目指す、効果的手段の立法化を助成していかなければならないのである。

■ 援助の原則のプロモーション：地元有利への不公平

通関税や輸入量の制限などの手段 - 大部分の防御手段は違法行為と見なされたり、グローバル化の名の下に消滅させられたりしている -、を通して、国々は自給自足化を促進していくことが可能である。これらの防御手段は、地元生産の再建や自給自足率の促進、そして食品の安全性の確立を助成していくために、復活させなければならないものである。

「助け合い」の原則が施行されねばならない。地元消費のための、地元の資源を使った、地元の農業従事者による土着の生産が達成されるように、規約や援助という形でこれらの勇気ある選択を達成させていかねばならない。国際貿易は続けられるべきである。しかし、地元で生産不可能な最小限の製品、または、独自の特殊製品に限定されるべきである。遠距離商業は、実現可能な選択支として残されるべきのであるが、システムとして構築される必要はないのである。このような遠距離商業の減少は、特に生産者と消費者間の桐の長さ（食物間の長さ）の減少は、社会やエコロジーにおける危険性の減少とあいまって、厳守されるべき目標である。

18 安全性基準における最高値によらぬ、最低条件

各国間の相互承認の下の決定された食品界における法律や基準は、最高値に準るのでなく最低条件を遵守することで、W T Oの優先権を覆すものでなければならぬ。いかなる国際機関も、商業目的などの基準スタンダード値を下げるよう強制できない規定を起草すべきではない。この国際基準により、輸出入や表示や証明義務をコントロールし低栄養にならなければならない。国際機関が定めた基準値より高い数値を定めている国や自治体は、貿易上区別されるべきものである。開発途上国にとってはこれらの基準が重い経済的負担になっている。国際援助を受けることで独自の基準が改善できるよう働きかけていかなければならない。

19 商業ダンピングからの防御

反ダンピングに関する輸出規定上の権利は、地元農業従事者の保護と、平等な利益の保障であり、食品の安全性確保へ寄与することであり、この権利を、正しく平等な貿易を行うための基本規定の一部としなければならない。それは、巨大国家によるダンピングを助成し認証するようなW T Oの既成の規定を覆すことである。

20 互換性ある変化

これまで述べてきた改革案が、世界を取り巻く支配的概念の変換として、実践コンセプトとして、有利な改革案と認められれば、もっと早期に改革は実現可能となる。エコロジーの観点からも社会的観点からも支持可能なシステムが多国籍企業の利益よりも優先されるようになるのである。総括的個々のを問わず、多国籍的地元的に関わらず、社会の中で実践されている他のシステムとも互換性のある変革が示される必要がある。

例えば、輸送や生産上のエネルギーシステムは地元で実現可能で小規模な農業の

再建と同時に検討改革されるべきである。これらは相互援助の原則の下に実行に移されるべきものであり、政治権力もグローバルから地元の自治体や政府へ適切に移行されるべきものである。

21 上記原則の採用

国際機関から地元の自治体に至るまで、すべてのコミュニティに対し、これまで述べてきた原則を採用し、その実現に協力するよう働きかけようではないか。いかに述べる項目は、現在実施されている実践活動の一例である。上記の原則の一部をすでに適応し、調和ある商業上の新规定を提案し、それに関するの目標を掲げているものである。

第3章 工業化農業がすでに使用している代用法

すべての大陸において農業集団は、農業を工業化し食物を健康に対する多大なリスクとした多国籍企業による食品生産システムと農業コントロールが被害を及ぼした社会現象に対し、公衆の意見を引きつけた。

国々がさらにつながりあって食物、農業、共通の価値の歴史的なつながりを回復させる運動が浮かび上がっている。人間経験の長期の逸脱の後、これらの運動は、食糧と食品を文化と自然のあるべき所にふたたびよみがえす。

紙面の関係で、ここではこれらの運動がここ10年で現実になったということのみを記す。これらの変化により農業の工業化は農業があるべき唯一の将来ではないということがわかった。変化 - 迅速な変化 - は可能である。正確にいうならば、もうすでに進行中である。以下に示すものは、現在急速に変化している事柄のいくつかの例である：

土地へのアクセスの民主化

長年世界の貧しい農業集団の土地へのアクセスは、飢餓と貧乏に終止符をうつカギであるが、改革は政策的に不可能であろうと考えられていた。これはブラジルで起こったことであるが、全人口の2%以下の土地所有者が栽培可能な土地の半分を所有していた。（このうち半分以上が未使用）これらの土地における小さな集会でさえ禁じられ、変化の試みも暴力で罰せられた。しかしながら今日、この国は土地へのアクセスの民主化の指揮者である。ここ20年に土地を持たない労働者の運動MSTは、ほぼブラジルの国全体の800万ヘクタールに土地を持たない25万家族を定住させることに貢献した。政府が未使用の土地の再配給を命令する新憲法の条項を有効に使い、MSTは反抗する文化にこの命令を守らせた。

MSTに加入する約3000の共同体は、経済と学校に関する多くの新しい活動を創り出している。農業改革の利益は、新しい集団の年収で計らなければならないが、最低賃金の約4倍の収入を獲得しており、一方土地なしの日雇い労働者は、現在最低賃金のわずか70%を受け取るにすぎない。農業改革該当家庭の幼

児死亡率は、国平均の半分以下に減少した。ブラジルの商業部門における仕事の求人産出評価は、農業改革により失業家族に土地を支給することの2から20倍の経費がかかる。栽培可能な土地を保証する民主化のプロセスである。

北部と南部における農業改革の長期生命を保証するため、農業改革は、支持可能な農業の実践に教育プログラムを有効に組み合わせることもできる。

貸付アクセスを民主化する

長い間、金融業者は貧乏人は破綻という受諾しがたいリスクを象徴すると考えてきた。しかし、この考え方のバリアは崩れようとしている。20年前、バングラデシュでグラメーン銀行は、農業貸付システムを資産担保ではなく、小グループの連帯責任に対して焦点をあわせた。農村の25万人、たいてい女性が対象のグラメーン銀行の小額貸付プログラムは、58カ国で採用されることとなった。従来の銀行に比べて長期の貸付返済で投資にアクセスを確保する民主化の推移が可能であることを示している。

都市と田舎、消費者と生産者の絆の回復

その土地の産物ができるだけその土地に利益をもたらすための実践方策が、いたるところで進行中である。“原産地生産物の購入”キャンペーンは、ヨーロッパ、アメリカ、その他の地域を魅了している。重要な変革は、共同体(CSA)に支えられた農業が、農家と消費者が一体となり、リスクを分かち合うところに表れる。消費者は、季節の初めに収穫物を利用できる権利が与えられるある“分担額”を払うのである。CSAの働きは、60年代半ばにドイツ、スイス、日本で生まれた。17年前アメリカには、CSAが一つも存在しなかった。：現在3000以上のCSAが、約1万世帯に役立っている。アメリカの例は、イギリスCSAが地方政治機関からの支援を得ることに貢献した。似たような動きは、さらに日本やその他の国に広がっている。

その他重要性の高い企画としては、都市における農業生産者の販売が、アメリカにおいてのみ、この8年間で79%増えていることである。このことにより、地方農家が値の張る仲介者を通さず生産物を直接消費者に売ることができる。さらに家庭や学校菜園も普及している。

- ケニアでは、学校の子供たちが自分たちの食べ物を栽培している。

良質な食品に対する権利は市民の権利になる

22カ国がまさにそれぞれの憲法に食料に対する権利が組み込まれているにもかかわらず：ブラジルの第4の都市ベロ・ホリゾンテはそれ以上のことを行っている。1993年政府は、食物はもはや消費財ではなく、市民の権利であると表明した。この変化は、食物の大掛かりな配給ではなく、飢えに対し終止符をうつ多数の変革の開始を促進した。都市所有の栽培可能な土地は、作物を貧乏人の手が届く値段を守れば、その土地の農家に低料金で賃貸しが可能である。；工業化農業の生産物から土地の有機産物に差し向けるため学童一人一人の食事に対し、連邦政府から支給される13セントを町が帳消しにする。

これは、より優れた食物摂取と言えるであろう。市場の機能を良くする為、町は大学の研究員と協力し、1週間ごとにバス停に値段の低い45食品を掲示し、ラジオで放送をする。これらは、市町村決算のわずか1%を利用するいくつかの企画のうちの一部にすぎない。

その他、ブラジルの都市の働きは、対策採用の検討のためベロに出向いた。

エコロジーと有機農業の普及

有機の農業と牧場が急激に増加しており、現在世界レベルで有機と承認された土地が、オーストラリア、アルゼンチン、イタリアを頭に2千3百万ヘクタールを占めている。

農業の工業化、化学化のアプローチ支持者は、有機農業は機能しないと主張するが、有機農業を実践した多くの人々は、彼らは間違っていることを証明している。ある最近の研究では、52カ国の200以上の自活農家のプロジェクトを検査し、約3千万ヘクタールの栽培可能な土地と、9百万の農家があることがわかった。大学の付属研究所が後援したこの調査から、自活農家の実践は、産物の基本的増加を導くことが浮かび上がった。幾人かの生産者は、自活農家の方法で150%の売り上げを実現した。まれにわずかに収益がおとるケースもあるが、多くの場合よい利益を得ている。

(一般的に、有機農業の収益は“うわべの単位”のみをはかったとしても、より多いことを示している。工業技術者は仕事効率のパラメーターを間違っって解釈し、工業過程においてたいてい人間作業を実際にはそうではない効率的システムを生む機械と科学物質に差し替えた。工業生産の結果のゆがみは、土地、土壌、市民の健康に環境被害を引き起こした代償を払うという無能力さをより拡大している。)

政府らは、有機農家と有機農家に転向する人々に、消費者からのふえる意向と環境への利点、その他の理由により、よりいっそう直接支援を提供している。

1987年、デンマークはこの形の支援を取り入れた最初の国となった。その後、ドイツが有機農業に転向する人に融資をはじめた。1996年、ルクセンブルグを除くUE（欧州連合）の参加国が有機農業に対する支援対策を導入した。イタリアのトスカーナ州は、トランスジェニック種に対し明確な立場を示し、小規模の農場、有機農業、地元消費を奨励する対策においてガイドの役割を果たしている。オーストリアとスイスは10%、スウェーデンは15%の有機農業生産がある。スイスのある州には、有機生産が50%あり、ドイツの農林大臣は2010年までに20%の目標を決めた。

生物多様性の保護

国際レベルで、生物多様性の協定は、現在187カ国の契約を数え、168カ国が調印している。生物学的安全性に関するカルタゴプロトコールは、48カ国の契約を数え、103カ国が調印した。一方多くの国が少量の種の販売の単一栽培を奨励し、現在トランスジェニック種に対し注意深い政府とそれに協力する世界中に広まる市民の動きは、種の多様性を保護している。グリンピースやその他の運動により運営される市民教育キャンペーンは、4カ国、特に北アメリカでOGMを基本的に制限している。現在45カ国、8万人のメンバーが加入する国際的運動スローフードは、農業集団に対し、協力、教育、技術援助を通し、食品それぞれの素性を生かす目的を持ち、地方の農産物加工の文化を成功とともに取り戻している（生物多様性のためのPraesidiaプロジェクトとスローフード財団）。ほんの一例であるが、スペルト小麦、青銅時代からイタリアに栽培された最も古い穀物は、大規模な販売によりふさわしい穀物とすでに取り替わっており、消費者の支持を受けている。

同時に世界の南では、トランスジェニック種の使用と生物に対する特許の解放に反対し、生物多様性を保護する土着民の運動が増えている。バングラデッシュのナヤクリンで5万人の農民が加入する運動は、家族の食品安全の根本のように、農民が念入りに再生産する種を備え、貯蔵し、供給し伝統収穫を再び活性化している。インドのナブダンヤで科学、テクノロジー、エコロジーの研究財団のプロジェクトは、10万人の農民に対し、村の伝統的方法の有機農業に戻る援助をし、現在“自由の地域”と呼ばれている。財団とそのネットは、土着民を誘い込むトランスジェニック種の成功および生物に対する特許の解放と戦った。財団とインド政府の役人の一番の努力は、最近、Bt（バイオテクノロジー）コットンの受

け入れを拒否したことである。このコットンは、南インドでその栽培のため被害を及ぼした後にパンジャブと北部の州に売られることになっていた。

生産者のための平等な価格の保証

世界規模で広がる平等商業運動は、有力なシステムは“自由商業”ではなく、平等商業が可能であるということである。

平等商業運動は、80年代にヨーロッパで生まれ、47カ国に定着した。平等な商業は、12産物に対し特別な基準で行われる。- コーヒーは大多数の200万の家族が従事している。平等商業は、コーヒー栽培家が世界市場の変動に関係なく受領できる最低関（現在1,26\$）を定めている。“平等産業の証明書”の印は、民主主義の基準と市場の値段の完全な知識にオルガナイズされた小規模の栽培者の産物である

4年前にアメリカで平等産業のコーヒー栽培の問い合わせが、4倍の1万ポンドまで達した。世界的な平等商業は、短期間にもかかわらず、コーヒー生産家族に1千8百ドルを分配することに成功した。国際経済において平等商業を過少評価してはならない、たった10年間でコーヒーの残量は3分の1から13分の1に減った。

農家はその収入をより平等にするため協同組合の力をかりている。イタリアの酪農協同組合は、大量生産をもたらした。現在、インドでは、7万5千の酪農の共同組合が国中に広がり、1千万の加入者がいる。主な乳製品会社の3位までが共同組合である。1946年に創立したカイラディストリクトの牛乳生産協同組合の供給と製品値段の専売は、生産者にとって不利なものである。似たようにアメリカで15年前に売り出した小農家のグループ、オルガニックバレーは、現在519のメンバーを集め、1億2千5百万の売り上げがある。昨年秋、ヴィスコンシンのオルガニックバレーのメンバーに対し牛乳の値段は、一般牛乳の約2倍であった。

民主主義について社会に責任を負わせる

現在、全世界の市民は多国籍企業を認識する。政府以上の資源を有し、基本的に選挙なしの公共制度のように機能する。多国籍企業が正しい方向に向かうよう民主主義政府の管理が必要である。

世界の政府の大部分は、遺伝子組み換えの種の商業化に反対である。アメリカで

さえも大企業の懸念は大変強く、9州、さらにペンシルバニアの2管区は、企業ではなく家族経営の農家に農場所所有や農業に従事することを禁じた。さらにやはりまたアメリカで多国籍企業に、個人や集団の農業に対する有力な憲法の権利を与え“団体の個性化”(corporate personhood)に反対する動きが生まれつつある。世論をまきおこした大規模な養豚の状態に対し、アメリカ、ペンシルバニアの2つの地方自治体は、企業に対し自らの法の作成を禁ずる法令の発行を行った。

アメリカのいくつかの管区では、小児の肥満化と糖尿病を理由に工場生産食品やファーストフードの蔓延を拒否している。同様に世界のさまざまな地域で水の商品化に反対している。

新しく浮上する農業 - 市場原理主義それ以上

互いにつながりのある数多い変化は、グローバル市場の決定や多国籍企業の興味に服従せず、生活のすべての観点を発展させる“市場原理主義”以上にねらいを定める。彼らの立場はもう少し開かれた民主主義の工程を提案する：新しい教義に触れず、多くの人々が“生きた民主主義”と呼ぶすべての生物の幸福を考えることを意味する。地域と文化の特色を重んじる活発な民主主義は、市民が協力して新しい一般的問題を解決し、市民が変化することを望んでいる。

第4章

食品の将来を考える委員会の掲げる目標を達成するための商業協定

この章では、世界貿易機関（WTO）の規定を変更するための方針と助言を示し、委員会の目標へ同意に導くことを示す。

WTOの現在の商業協定は、メンバー国の国際経済の保護であった料金と関税障壁の断絶的な引き下げを定めた。この境界の解放は、多くの人々にとって社会、経済状態の不都合を招いたが、大きな多国籍企業にとっては有利である。したがって、委員会の目標は、これらWTOの規則を以下に示す目標へ差し替えて申し込む：

1. 補助の着手として、輸入に対する料金と割当数量を認可する

現在、国際商業規則の大部分は、輸出、生産方法と商業をコントロールする多国籍企業を支援している。新規規則は、食品が特定の場所で生産されるように、取引料金と輸入に関する割当数量が認可されなければならない。

まず第一に支援しなければならない理由として：需要に必要な分だけの生産の割り当てをし、地域の消費のため地域資源で地域産物から得ることを考える。このようにすべての規定と利益は、生産地と消費者の距離をちぢめ、この選択への支持を得るであろう。食品部門の国際商業はなくなるべきだといっている訳ではない。国際商業は、生産と流通の牽引力のように輸出を重視するのではなく、地域レベルで手に入らない産物を、輸入する配給制限をするべきだということである。

2. 知的所有権と特許に関する現行規定を根本的に変える

世界貿易機関（WTO）は、世界すべての国にアメリカの形式、知的所有権の保護を強要しようとしている。この形式は薬草、農産物の種とその他生物多様性、さらに土着民やむかしからの農業集団によって栽培され、成長した有機物質にまで特許を強要することを進めていく権利を多国籍企業に与えた。

長年これらの多くの集団は、植木や種は所有権と税金受け取りが外部企業にいかず、集団の財産の一部であると考えられてきた。

地域の住民の健康状態の難局に向き合うだけでなく、地域と国内の集団の要求、新考案と長年の間に得た知識の保護を満足させる規則の修復に同意するため、知的所有権に関するWTOのこれらの規定は放棄されなければならない。

3. 協定と食品基準を地方分散化する

誤った食品安全に対する、多くの国際規則、衛生基準、植物衛生（SPS）、Codex Alimentaris適用のためのWTO協定は、食品部門において大企業を支援し、地方の手仕事の産物に直接影響する食品企業作業条項を定めた。その他この条項は、いくつかの乳製品に対しX線照射、低温殺菌、真空包装を義務づけている。

類似の規則は、小規模の生産者に製品の値段を上げさせ、味と品質を下げる。実際、食品の安全と人々の健康を危うくする大部分は、小規模の生産者ではなく、むしろ大農業企業と大規模な配給者に由来する。彼らは狂牛病や口蹄病、食品内に、サルモネラ菌、エッシャーキア・コリ菌などの細菌が混入し病気を引き起こす事故に拍車をかけた。グローバルレベルのこれらの規則拡大の第一の狙いは、世界的な企業に有利をもたらすことにある。

我々は地方の食品の規制と基準が、すべての国々に食品の高い安全基準を可能にすることを支援する。

4. 生産者側の調整・提供・商業組織への同意

現在のところ生産者は、WTOとNAFTA（北大西洋自由貿易協定 - 自由交易のため北大西洋諸国が協議した）に同意をしない。提供価格の調整規則は、農家、買い手をまじえ国内外レベルで共通の値段を交渉して同意する。同意を得るためそれぞれの製品に正当な値段を感知しなければならない。NAFTAが効力を発してから2年たたぬうちにメキシコ国内の穀物の値段が、アメリカからの穀物の莫大な流入により48%ダウンしてしまった。価格調整の政府機関は、NAFTAから活動を停止させられたが、この機関はメキシコ国内における穀物の提供価格を設定しなければならなかった。その後、この機関なしで多くの農業従事者が彼らの土地を売らざる終えなくなり、これらの機関での商業規制の修復が再び許可されている。

5. 多国籍企業に対する助成金と直接支払いを廃止する

WTOが大部分の小規模農場に対し直接補助金を廃止したにもかかわらず、多国籍企業の輸出に対する助成金は、まだ認可されている。たとえば、アメリカ市民からの融資が大洋のかなたに向けられる民間投資のためのアメリカ協会は、大洋の

かなたに融資するアメリカ社会に生命保険を提供する。第3世界に対するIMF（国際通貨基金）の融資でさえもアメリカ農業企業の輸出に対し融資を始めた。これらの助成金は、多国籍企業がアメリカ内外の小規模な会社を支配することに役立つ。輸出の助成金に関するすべての策略は、廃止されなくてはならない。しかし小規模の農家に対する低利子の貸付、種バンクの創設、食物の緊急事態の調達のおしきみなどを可能にし奨励する計画は、許可されなければならない。

6. WTOが定めた市場加入規制のマイナス効果を認識し廃止する

北部から貧しい国への輸出援助は、南部の農業集団と生計手段を破壊した。以前は、自給自足の農業を営んでいた人が、今では低賃金でナイキや過少契約で他の場所で働く地方の難民となっている。

輸出に方向づけられた生産は、自給自足の伝統的な農業を破壊した。南部から北部へ生産物を輸出することは、発展の有力な道であると一般的に考えられているが、裕福な国へ輸出する貧しい国々の間でさけようのない対立が起こることや、国内で優先のために起こる混乱を無視している。その他貧しい国の不利な要素は、作業コンディションが悪いこと、食品部門の国際商業が統治する環境である。この傾向を一変するため国家は、輸出入に関する境界とコントロールを修復する貿易の新しい国際規則を規定しなければならない。

7. 農業改革を促進する

たとえ内部の決定でしかなくとも、商業に関する規則の上述の変化は、地方の大部分の人や優先されるべき土地を持たない貧しい農家に土地を提供することにおいて、良い効果を引き起こす。このことは農業の幸福の向上に有効な方法であることが日本、韓国、台湾、中国で証明されている。多くの研究が小規模の栽培者は、土地の発展において大企業より、より利益をもたらす、能率的で貢献することを明らかにしている。地所の安全が保証された小規模の農家は、肥沃な土地を守り、長期的に生物多様性を維持する自然資源の優れた管理者である。

土地本来の再支給をすることができる農業改革は、政府の政策から十分に支えられた改革のあるところにその実をやらせる。改革の中には、政府から課税なしの土地の委託、地所と女性の土地使用権利の承認、良い状態の土地にみの再支給と市場への加入とくに地方の便宜などが見出される。さらに農業エリートの方の縮小と改革を政略的に大多数を占める貧しい農業人口に傾ける行動をしなければならない。改革の支援、妥当な貸付条件、土地環境に安全な施設に、強く方向づけられた政策があるはずである。

総 括

より平等で支持可能な世界を築くための産業協定実現への改善案

最新のグローバルな商業協定の以下に報告する特別な提案は、より平等で支持可能な商業システムつまり商業の民主主義管理と食物と農業システムに対する刺激の強化を通し、商業と農業集団に有利をもたらすサービスを奨励することにある。

保護バリアは、可能であれば、国々に食物の自給自足を最高の状態にするために導入されなければならない。食品に関して遠方のものを取り寄せる場合、地所では手に入らないものを選択する。

輸出入に関して割当数量と禁制を通して、限定と検査義務の数量制限を認可しなければならない。輸入製品に関して、食品、指定された製品やサービス又は他の国の生産、配給、商業プロセスを優先しなければならない。人権を尊重し、労働者を公正に扱い、環境を保護しなければならない。

商業における地方の雇用と妥当な給料の増加、環境の保護を拡大し、妥当な競争と消費者の保護を保証し、生活の質を向上するための商業制限を促進する。国家に対し、この目標を支える地域の食品とサービスへのより良い扱いを要求する。

発展の追及を強化するため、国家は食料、その他の製品の製法法を選択しなければならない。

商業に対する制限は、新たな発展を支える広範囲の目標、たとえば人権虐待に対する制裁、環境、食品、動物の健康に関する幸福を保持するための基本料金、環境と仕事の権利の条約の適用などを達成することに貢献しなければならない。

食品と食糧安全に関するすべての国際的法律や規則、社会基準は、基準の高い国は、各国間の商業関係において、最低限の政府を考慮すべきである。基準レベルの高い国は、肯定的な差別を味わうであろう。基準値の低い貧しい国にとっては、現在値段が高すぎるであろう、基準値をあげるために融資を受けなければな

らず、状態が好転し、基準値に到達すると、肯定的差別、市場に加入することができる。

“予防の法則”は株において安定した報酬をもたらすが、危険な状態、科学や自然のように予期できない場合には、うまく機能できるかどうかわからない。

グローバルな特許の発行権利は、保管所にある、遺伝学と生物学の方策において土地の共同体の権利を凌駕してはならない。食物や他の産物に関して、発展の代償を補い、妥当な利益を得ることができるタイプの特許は可能であろう。

特許の権利は、一定の期限をもち、補償し、特許作成を評価し知識に対し出資されるべきである。

いかなる投資家も国家規則に反した場合の法律適用の国際間のしくみを訴えることはできない。

この投資に関する国家規則は、商業規則により凍結できない、なぜなら社会規則と内部環境が向上し、それから外部の商業関係の発達を促進するからである。

付録

将来の農業と食料供給を考える国際委員会

発起人

Claudio Martini, イタリア国トスカーナ州長官

Vandana Shiva, 伊国ナヴダンヤ工業科学エコロジー研究財団執行委員長

今宣言起草者

Jerry Mander, グロバリゼーション国際フォーラム執行委員会 委員長

国際委員会メンバー

Vandana Shiva, 委員長

Miguel Altieri, カリフォルニア大学バークリー校政経学部環境運営学科教授

Aleksander Baranoff, 国立遺伝子工学完全保障協会（モスクワ）会長

Debi Barker, I F G（グローバリゼーション国際フォーラム）会長並びに農業担当委員会委員長

Wendell Berry, エコロジスト、農業従事者、作家、詩人

Marcello Buiatti, フィレンツェ大学教授、トスカーナ州OGフリーコンサルタント

Peter Einarsson, スウェーデン有機農法委員会

Elena Gagliasso, ローマ大学教授、Legambiente(イタリア環境団体)科学コーディネーター

Bernward Geier, (IFOAM) 国際有機農業連合会長

Edward Goldsmith, 作家、「ザ・エコロジスト」誌創設者、編集者

Benny Haerlin, Future Farming,財団(ドイツ)OGフリーキャンペーン前国際コーディネーター

Colin Hines, 作家、I F G委員

Vicki Hird, 「Amici della Terra / Sustain:食品との連帯は最良の農業である」

Andrew Kimbrell, テクノロジー評価国際センター長

Tim Lang, ロンドン市立大学食料政策学教授

Frances Moore Lappe, 作家、「Small Planet Institute」創設者

Alberto Pipo Lernoud, IFOAM副会長

Caroline Lucas, E U議会評議員（英国）

Jerry Mander, I F G評議会議長

Samuel K. Muhunyu, NECOFA (Network for Ecofarming for Africa) コーディネーター

Helena Norberg-Hodge, I S E C（文化エコロジー国際ソサエティー）

Carlo Petrini, スローフード(イタリア)

Assétou Founé Samake, 生物学者, 遺伝学者マリ大学教授

Sandra Sumane, リガ大学社会学者

Percy Schmeiser, 農業従事者OGフリー運動活動家

Alice Waters, 「Chez Paniss」創設者

参画者

Kristen Corselius, 農業&貿易政策研究所

Raj Pastel, フードファースト

コーディネーター

Caroline Lockhart, ARSIAコンサルタント

住所

イタリア国トスカーナ州長官 事務所 - Via Cavour, 18 - 50129 Firenze

Segreteria ARSIA: tel. (+39) 055 27551

Printed in october 2006
at Sesto Fiorentino (FI) by Press Service Srl
On behalf of Arsia - Regione Toscana



Edited by

